

氏名（本籍）	林 祐介（愛知県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第62号		
学位授与の日付	2017年3月18日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	医療ソーシャルワーカーによる効果的な退・転院支援についての実証的研究		
審査委員	主査	二木 立	日本福祉大学 教授
	副査	田中 千枝子	日本福祉大学 教授
	〃	篠田 道子	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	空閑 浩人	同志社大学 教授

論文内容の要旨

本論文は全239頁の長大論文であり、全7章で構成される。

第1章では本研究の目的と課題を示している。本研究の目的は、医療ソーシャルワーカー(MSW)による退・転院支援の質をいかに向上させていくのかという観点から、医療現場の実態やそこで生じている問題の構造を実証的に検討し、それをもとに、MSWの効果的な退・転院支援のあり方を見出すことである。そのために、林と関わりのある病院を主なフィールドとし、上述した研究目的を達成するために、以下の3つの研究課題を設定している。①患者と家族の退・転院先についての合意形成が困難な事例の実態を示す。②自宅退院後の患者と家族が有している不安・困り事の実態を示す。③転院困難患者が抱えている問題の構造とそれへの対処方略を示す。

第2章では退・転院支援についての先行研究の検討と調査枠組みおよび論理モデルと仮説（合計13）の提示を行い、**第3章**では第1章で設定した3つの研究課題を達成するために実施する3種類、合計7つの調査の具体的な内容を説明している。それらの調査は以下の通りである。第1は患者と家族の退・転院先に関する意向の異同に着目した2つの調査である：患者と家族の意向に異同が生じる要因とそれが及ぼす影響を把握するための量的調査（第1調査）と「患者と家族の入院時意向が異なった事例」と「患者の入院時意向が把握できなかった事例」に特化した質的調査（以下、第2調査）。第2は自宅退院後の患者と家族の不安・困り事に着目した2つの調査である：上記の不安・困り事の実態を確認しつつ、退院計画の問題点とそれによる患者への影響を把握するための量的調査（第3調査）と自宅退院後に短期間（3ヶ月以内）で再入院に至った事例に焦点を当てた質的調査（第4調査）。第3は転院制約要因に着目した3つの調査である：転院制約要因を有することで生じる困難性を把握するための量的調査（第5調査）と転院制約要因を有する患者に対するMSWの効果的な取り組み内容を検討し、それに基づいた取り組みを行うことで効果があるのかどうかを検証するためのアクションリサーチ（第6調査）、および転院制約要因の1つである保証人問題に対して先進的な取り組みをしている社会福祉協議会を対象にした質的調査（第7調査）。

第4章では第1・2調査（患者と家族の退・転院先の意向についての調査）、**第5章**では第3・第4調査（自宅退院後の患者と家族の不安・困り事についての調査）、**第6章**では第5・6・7調査（療養型病院・施設等への転院制約要因とそれを有する患者への取り組みについての調査）の結果を報告し、考察を加えている。

第7章第1節では、7つの調査結果のまとめを行った上で、第2章で設定した13の仮説の検証を行っている。**第2節**では、第1章の3つの研究課題の達成状況を評価し、7つの調査によって得られた、先行研究にはみられない新たな知見として以下の7点を実証的に示したと自己評価している。①患者と家族の退・転院先の意向に関連する要因の違い。②同じ家族であっても、同居配偶者と同居子および別居子では患者と家族の退・転院先の意向に及ぼす影響が異なる。③患者と家族それぞれの退・転院先の意向の時間的推移。④支援プロセスである退院計画チームによる評価や医療・介護サービス計画の作成を単に行えばいいというわけではなく、その中身が伴っていないと、患者のアウトカム向上につながらない可能性がある。⑤再入院に至った理由とその経過の中で、患者または家族側の認識とケアマネージャー側の認識の異同が生じている。⑥MSWによる転院支援の効果を検証する際に、平均在院日数といった病院側の指標だけでなく、患者または家族が希望する転院先に移れたのかどうかといった、患者または家族側の指標も含めて検討する必要がある。⑦保証人問題の全体像と解決方策を先進的な取り組み事例を参考にしつつ、MSWの立場から示した。

第7章第3節では、これらを踏まえて総合的考察を行い、MSWによる効果的な退・転院支援の実現に向けて、以下の3点を提起している。①平均在院日数や在宅復帰率といった、診療報酬上求められているアウトカムだけでなく、退・転院支援に関わるプロセスにも注目する必要がある。②患者・家族・支援者・病院（経営者）など多様な立場を見据え、退・転院支援に関わるプロセスやアウトカムを幅広く捉えていく必要がある。③退・転院支援の現場で生じている問題によっては、病院内の取り組みだけでなく、病院の枠を超えた取り組みが必要である。**第4節**では、以上を踏まえて、本研究の意義を3点と今後の課題を3つにまとめている。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過／最終試験（学力の確認）の結果

2017年1月12日に開催された第9回福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、二木、田中、篠田の3人が（学内）審査委員に選出され、空閑浩人氏（同志社大学教授）が学外審査委員に選ばれた。2月4日に第1回（学内）審査委員会を行い、論文の書類審査を行った。その結果、本論文は、200頁を超える力作であり、形式・構成も整っており、内容面でも第一次審査や博士論文公開発表会で指摘された弱点のほとんどが改善されていることを確認した。それを踏まえて、2月8日に口頭試問を行った。口頭試問では、林は用意した文書を用いて、博論第一次審査時の口頭試問と博士学位請求予定論文公開発表会で出された疑問や批判に対応して、論文をどのように訂正・補強したかをていねいに説明すると共に、論文提出後に新たに気づいた「今後の課題」3点について述べた。その後、質疑応答を行った。その際、学外審査委員の空閑氏から出された質問と意見は、二木が代読した。口頭試問では語学（英文読解）試験も行い、林の語学力が一定の水準に達していることを確認した。

口頭試問直後に行った第2回審査委員会で、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

本論文は、林が12年間、医療ソーシャルワーカーとして働くことを通して得た経験と問題意識をベースにして、「医療ソーシャルワーカーによる効果的な退・転院支援」の実態と課題を、先行研究の詳細な検討と7つの独自調査により明らかにした野心的研究であり、全239頁（引用文献446）の「超大作」でもある。

先行研究の検討（第1章第1～7節）は7つのテーマに沿って丁寧かつ緻密に行っており、独立した「レビュー論文」としても一級と評価できる。ただし、引用文献がすべて日本語文献（日本語に翻訳された文献を含む）なのは残念である。

研究課題の整理と調査枠組み、論理モデル・仮説の提示（第1章第8節）は、自己の経験・課題意識と先行研究の検討を踏まえており、きわめて堅固である。MSWの退・転院支援は古くて新しい研究課題であるが、入院直後から退院後の自宅生活までを射程に入れた多面的な「動的」調査を実施したことは、高く評価できる。

林の関係する病院等をフィールドにして行った3種類・7つの調査（第2～6章）はきわめて緻密であり、しかも質的調査と量的調査を組み合わせた「混合研究法」を用いることにより、両調査の長所がうまく生かされている。フィールドが林が関係する1病院にはほぼ限定されているために、これらの調査で得られた結果がすべて一般化できるわけではないが、逆に林が熟知しているフィールドの実態と課題を徹底的に深堀りし、「シングル・システム・デザイン」（単一事例実験計画）的な手法を用いることにより、多数例の量的調査では得られない深みのある知見・結果が得られていると評価できる。林が第7章第2節で新しい知見として自己評価している7点も妥当である。

先行研究でも本人と家族の（意向の）違いに注目すべきことは指摘されてきたが、本研究はその点を入院直後から退院後まで継続的・「動的」に示したこと、および家族も決して同質ではなく、いくつかの類型化が必要であることを、実証的に示したことは画期的である。さらに、調査結果を踏まえて、「MSWによる効果的な退・転院を実現するための方略」を示しているのは野心的である。

ただし、本研究には以下のような3種類の弱点・課題もある。

第1は、上述した「MSWによる効果的な退・転院を実現するための方略」がまだ総論・「眼と構え」のレベルにとどまっていることである。しかも3点の提起には重複が多い。

第2は、現実の退・転院支援は多職種連携で行われているにもかかわらず、本論文ではその視点が弱く、医療従事者としてはほとんどMSWの対応のみが分析されていることである。MSWとケアマネージャーとの関わりについての記述も欠けている。

第3は、MSWの退・転院支援業務そのものおよび彼らのそれについての「思い」についての記述が弱いことである。特に「患者と家族の緊張関係を意識した支援」やMSW自身が抱えるジレンマについての記述が弱いのが残念である。この点は、MSWに対するインタビュー（フォーカス・グループ・インタビュー等）を行えば、より「リアリティ」のある論文になったと思われる。

なお、林も以上の弱点・課題はよく認識しているので、本論文を単著として出版するときに加筆・修正するか、次の研究課題として取り組むことを期待したい。

3. 結論

本審査委員会は、学位申請者は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上